

# 公益社団法人 青森県植物防疫協会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人青森県植物防疫協会と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を青森県青森市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、国民生活に不可欠な食料を安定的に生産するのに必要な病害虫及び雑草の防除が青森県において安全かつ適正に実施されるよう植物防疫に関する事業を推進し、安全で安心な農作物生産と環境に配慮した持続的な農業の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 植物防疫に関する調査研究
  - (2) 植物防疫に関する研修会及講演会の開催
  - (3) 農薬及び有害動植物の防除技術に関する受託試験並びに実証展示
  - (4) 航空防除及び一般防除の推進に関する事業
  - (5) 農薬の安全使用に関する知識の普及啓発
  - (6) 植物防疫に関する印刷物の刊行及び斡旋
  - (7) 植物防疫に関する優良団体等の表彰
  - (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、青森県内において行うものとする。

## 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 青森県内の植物防疫に関する団体で、この法人の事業目的に賛同して入会したもの
  - (2) 賛助会員 農薬及び農業生産資材の製造販売業者等で、この法人の趣旨に賛同して入会したもの
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第 6 条 この法人の会員になろうとするものは、理事会が別途定める入会申込書を会長理事に提出し、理事会の承認を受けなければならぬ。

(経費の負担)

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を負担しなければならない。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款その他規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (2) すべての正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

## 第 4 章 総 会

(構成)

第 11 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長理事が招集する。

- 2 正会員総数の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、会長理事は、総会の日の1週間前（書面又は電磁的方法により議決権行使することができることとするときは、2週間前）までに、正会員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1団体につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面又は代理人による議決権の行使)

第18条 総会に出席できない正会員は、理事会の決議により書面によって、又は代理人によってその議決権行使することができる。

- 2 前項の規定により書面をもって議決権行使する場合においては、当該正会員は、あらかじめ通知のあった事項について、議決権行使書面にそれぞれ賛否を記入してこれに署名又は記名押印のうえ、総会の日時の直前の業務時間の終了時（理事会で別に定めるときは、その時）までにこの法人に提出しなければならない。

3 第1項の規定により代理人によって議決権を行使する場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の名称及び数
- (4) 議事の経過の要領及びその結果
- (5) 意見又は発言の内容の概要
- (6) 総会に出席した理事又は監事の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 議事録作成者の氏名
- (9) その他法令で定められた事項

2 議事録には議長及び総会に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2名以上が記名押印する。

## 第5章 役 員

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 5名以上7名以内
  - (2) 監 事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長理事、1名を副会長理事、1名を常務理事とする  
3 前項の会長理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長理事、副会長理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は相互に兼ねることはできない。また、監事にはこの法人の使用人が含まれてはならない。
- 4 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記を行い、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。また監事についても同様とする。

- 6 他の同一団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長理事はこれを補佐する。
- 3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 会長理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(役員の任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の報酬等)

第 25 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 26 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の事業計画及び予算の決議
- (2) この法人の事業報告及び決算の承認
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長理事、副会長理事及び常務理事の選定及び解職
- (5) その他この法人の業務執行の決定

(招集)

第 28 条 理事会は、会長理事が毎事業年度 2 回以上招集する。

- 2 会長理事が欠けたとき又は会長理事に事故があるときは、副会長理事が理事会を招集する。
- 3 会長理事（会長理事が欠けたとき又は会長理事に事故があるときは、副会長理事。以下この項において同じ。）以外の理事は、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を会長理事に請求することができる。

(議長)

第 29 条 理事会の議長は、会長理事がこれに当たる。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。この場合、代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使又は持ち回り決議はできない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案し、当該提案について議決に加わることのできる理事全員が同意書面を提出したとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 理事会の開催日時
  - (2) 招集の請求による理事会の招集の場合は、理事又は監事の請求による理事会の招集であること。
  - (3) 出席理事の氏名
  - (4) 議長の氏名
  - (5) 議事の経過の要領及びその結果
  - (6) 意見又は発言の内容の概要
  - (7) その他法令で定める事項
- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 幹事会及び試験委員会

### (幹事会)

第32条 この法人に、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、若干名の幹事で構成し、幹事は、理事会の承認を経て会長理事が委嘱する。

### (招集)

第33条 幹事会は、会長理事が招集する。

2 幹事会は、会長理事の命を受けて、この法人の業務運営計画の企画立案にあたる。

### (試験委員会)

第34条 この法人に、試験委員会を置く。

2 前項の委員会は、委員45名以内で構成し、委員は、会長理事が委嘱する。

3 試験委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を会長理事に提出する。

(1) 農薬試験事業の実施計画案の策定

(2) 実施結果の検討及び要約案の策定

(3) その他試験農薬試験事業の目的を達成するために必要な事項の検討

4 試験委員会に関する運営細則は、理事会において定める。

## 第8章 顧問及び参与

### (顧問)

第35条 この法人に、顧問3名以内を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により会長理事が委嘱する。

3 顧問は、理事会から諮問された事項について参考意見を述べることができる。

4 顧問の任期は2年以内とし、非常勤、無報酬とする。

### (参与)

第36条 この法人に、若干名の参与を置くことができる。

2 参与は、理事会の推薦により会長理事が委嘱する。

3 参与は、この法人の業務執行上の重要事項について、理事会に意見を述べることができ

る。

4 参与の任期は2年以内とし、非常勤、無報酬とする。

## 第9章 資産及び会計

### (事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、会長理事が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 役員の報酬等の支給基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 40 条 会長理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

## 第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

2 前項の変更が公益目的事業の種類又は内容その他の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 11 条第 1 項各号に規定する事項の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）の場合は、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の定款変更の場合は、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 42 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときは除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第12章 事務局

(事務局)

第46条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局には、理事会の承認を経て会長理事が任免する事務局長及び所要の職員を置くほか、必要に応じ嘱託職員及び臨時職員を置くことができる。

3 事務局長は、会長理事の命によりこの法人の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(備付け帳簿及び書類)

第47条 事務局には、法令で定める帳簿及び関係書類を備え置かなければならない。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長理事は佐々木洋一、常務理事は桑田博隆とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかるわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款の変更は、令和4年6月28日より適用する。